

(仮称)紫波火葬場整備事業実施方針の公表について

(仮称)紫波火葬場整備事業の実施に当たり、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第5条の規定に基づく特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うための実施方針を定めましたので、次のとおり公表します。

平成 19 年 3 月 19 日

紫波町長 藤 原 孝

# **(仮称)紫波火葬場整備事業**

## **実施方針**

**平成19年3月**

**紫 波 町**

## [ 目 次 ]

1 特定事業の選定に関する事項	1
（1）特定事業の内容に関する事項	1
（2）特定事業の選定に当たっての考え方等に関する事項	4
2 民間事業者の募集及び選定に関する事項	5
（1）民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方	5
（2）募集及び選定スケジュール（予定）	5
（3）応募者の参加資格要件	6
（4）民間事業者の審査及び選定に関する事項	8
（5）提出書類の取り扱い	9
3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	9
（1）想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担	9
（2）サービス対価の支払い	10
（3）町による事業の実施状況の監視	10
4 土地の使用に関する事項	11
5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	11
6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項	11
（1）SPCに契約不履行の懸念が生じた場合	11
（2）その他の事由により事業の継続が困難となった場合	12
（3）融資機関又は融資団と町との協議	12
7 財政上及び金融上の支援に関する事項	12
（1）財政上及び金融上の支援に関する事項	12
（2）その他の支援に関する事項	12
8 その他特定事業の実施に関し必要な事項	12
（1）議会の議決	12
（2）情報公開及び情報提供	12
（3）応募に伴う費用負担	12
（4）実施方針に係る質問、意見の受付	12
（5）質問書、意見書に対する回答等	13
別添資料：想定されるリスク分担表	14
様式1：実施方針に関する質問・意見書	16

## 1 特定事業の選定に関する事項

紫波町（以下「町」という。）は、（仮称）紫波火葬場整備事業（以下「本事業」という。）を民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に則り、実施することとする。

本実施方針は、PFI法に基づき特定事業の選定及び特定事業を実施する民間事業者の選定を行うにあたり、事業の実施に関する方針として定めるものである。

### （1）特定事業の内容に関する事項

#### ア 事業名

（仮称）紫波火葬場整備事業

#### イ 対象となる公共施設の種類

火葬場

#### ウ 公共施設の管理者

紫波町長 藤原 孝

なお、町は本施設を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の規定による「公の施設」とする予定である。

#### エ 事業目的

本町の現在の火葬場は、建設から約32年が経過し、施設の老朽化が進行していることに加え、狭隘な施設で利用者が不便を来しているのが現状である。今後、高齢社会の進行により施設利用の増加も予想され、新しい施設を早急に整備する必要があることから、町では移転新築により新たな火葬場を整備することとした。

本事業を進めるに当たっては、民間の資金やノウハウを活用することで、サービスの質の向上を図り、かつ、財政支出の削減、財政支出の平準化の確保を目指すものである。

#### オ 施設の名称

（仮称）紫波火葬場

#### カ 施設の内容

施設の構成

火葬棟、待合棟、駐車場、構内道路及び庭園等（以下総称して「火葬場施設」

という。)及び緩衝緑地(火葬場施設とあわせ、以下総称して「火葬場施設等」という。)

火葬場施設の主要部分の規模等

延床面積 約900～980㎡

火葬炉 2基 動物炉 1基

待合ロビー 1室

告別室 1室

待合室 2室

駐車場 150台

#### キ 建設予定地の概要等

建設予定地

岩手県紫波郡紫波町星山字杉田地内

所有者：紫波町

(別紙 位置図に示すとおり。)

面積

27,388㎡

都市計画による区域区分等

(ア) 都市計画区域内(用途無指定)

(イ) 建ぺい率 70%以下

(ウ) 容積率 200%以下

(エ) その他 火葬場についての都市計画決定については、今後町が民間事業者の協力を得て行う。

#### ク 事業の範囲

募集要項等に定める手続きによって選定され、町との間で基本協定を締結する民間事業者(以下「選定事業者」という。)は、本事業の遂行のみを目的とする会社法(平成17年法律第86号)に定める株式会社(以下「SPC」という。)を設立し、次の業務を実施する。なお、それぞれの業務の詳細は、募集要項等の公表時に示す。

火葬場施設等の整備に係る業務

- ・火葬場施設等の設計業務
- ・火葬場施設等の施工業務
- ・火葬場施設等の工事監理業務

- ・火葬場施設の所有権移転業務
- ・火葬場施設等の敷地造成及びその関連業務
- ・備品等設置業務
- ・環境保全対策業務
- ・上記に関連する各種申請等の手続き

火葬場施設等の維持管理に係る業務

- ・建物保守管理業務
- ・建物設備保守管理業務
- ・外構維持管理業務
- ・火葬炉保守管理業務
- ・上記に関連する各種申請等の手続き

#### ケ 主要スケジュール

- |               |                  |
|---------------|------------------|
| ・選定事業者との仮契約締結 | 平成19年10月         |
| ・契約の議決（本契約）   | 平成19年12月         |
| ・火葬場施設等の設計、建設 | 平成19年12月～平成21年3月 |
| ・火葬場施設の所有権移転  | 平成21年3月          |
| ・火葬場施設の供用開始   | 平成21年4月          |
| ・火葬場施設の維持管理   | 平成21年4月～平成31年3月  |

#### コ 事業方式

BTO方式（Build Transfer and Operate：選定事業者が火葬場施設等を建設し、竣工後速やかに町に所有権を移転し、維持管理を行う方式）を事業手法として整備を行う。

#### サ 事業に必要とされる関連法令等

選定事業者は、本事業の実施に当たって、必要とされる関係法令等を遵守することとする。

関連する法令等は次のとおり。

- ・墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）
- ・都市計画法（昭和43年法律第100号）
- ・建築基準法（昭和25年法律第201号）
- ・消防法（昭和23年法律第186号）
- ・宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）
- ・電気事業法（昭和39年法律第170号）

- ・大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- ・振動規制法（昭和51年法律第64号）
- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）
- ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）
- ・危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）
- ・電気設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第52号）
- ・火葬場から排出されるダイオキシン類削減対策指針（平成12年厚生省）
- ・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例（平成13年岩手県条例第71号）
- ・岩手の景観の保全と創造に関する条例（平成5年岩手県条例第35号）
- ・屋外広告物条例（昭和46年岩手県条例第44号）
- ・ひとにやさしいまちづくり条例（平成7年岩手県条例第41号）
- ・岩手県林地開発行為連絡調整事務取扱要領（岩手県農林水産部）
- ・開発許可の手引き（岩手県都市計画協会）
- ・墓地埋葬等に関する法律施行細則（平成6年紫波町規則第5号）
- ・開発計画技術基準（紫波町土木課）
- ・宅地防災マニュアル（建設省建設経済局宅地課民間宅地指導室）ほか

## （2）特定事業の選定に当たっての考え方等に関する事項

町は、次の考え方及び手順に従い、本事業を特定事業として選定することとする。

### ア 選定に当たっての考え方

次の考え方を基に、火葬場施設等の整備をPFI手法により実施した場合、従来の手法により実施した場合に比べて、公的財政資金の効果的活用が図られることが見込まれる場合に限り、特定事業として選定する。

事業期間中における公的財政負担について、建設費及び維持管理委託費の観点から定量的評価を行い、その結果として、公的財政負担の削減が見込めること。

事業間中における事業リスク及び公共サービス水準について定性的評価を行い、その結果として公共負担リスクの低減及び公共サービス水準の向上が見込めること。

## イ 選定手順

町は、次の手順により客観的評価を行い、評価結果を公表する。

V F M ( Value for Money ) の検討による定量的評価

P F I 事業として実施することの定性的評価

の検討による総合的評価

## ウ 選定結果及び選定における客観的評価の公表方法

町は、イの選定手順に従い、特定事業を選定した場合には、その評価結果を明らかにしたうえで、町のホームページ等により公表する。

## 2 民間事業者の募集及び選定に関する事項

### ( 1 ) 民間事業者の募集及び選定に係る基本的な考え方

町は、本事業を選定事業とした場合、本事業への参加を希望する民間事業者（以下「応募者」という。）を公募し、透明性及び公平性の確保に配慮したうえで選定事業者を決定するものとする。

選定事業者の決定に当たっては公募型プロポーザル方式を採用し、応募者からの提案を総合的に評価するものとする。

なお、本町の P F I 事業の普及・促進のため、本事業の実施において、町内の企業自らが積極的に取り組み、主導的な役割を果たすことを期待している。

### ( 2 ) 募集及び選定スケジュール（予定）

募集及び選定のスケジュールは、次のとおり想定している。詳細については、募集要項等公表時に示す。

平成 1 9 年 3 月	実施方針に関する質問・意見の受付・回答
平成 1 9 年 4 月	特定事業の選定の公表
平成 1 9 年 5 月	募集要項の公表
平成 1 9 年 5 月	募集要項の説明会 募集要項に関する質問の受付
平成 1 9 年 6 月	募集要項に関する質問の回答 応募者からの参加表明
平成 1 9 年 7 月	参加資格審査
平成 1 9 年 9 月	提案書の提出
平成 1 9 年 1 0 月	民間事業者（優先交渉権者）の決定 仮契約の締結
平成 1 9 年 1 2 月	契約の議決（本契約の締結）



### (3) 応募者の参加資格要件

#### ア 応募者の構成

応募者は、本事業を実施する次の企業（以下「構成員」という。）により構成されるグループとする。

火葬炉を除く火葬場施設等を設計する企業（以下「設計企業」という。）

火葬炉を除く火葬場施設等を施工する企業（以下「施工企業」という。）

火葬場施設等の工事監理を行う企業（以下「工事監理企業」という。）

火葬炉を設計、施工及び保守管理する企業（以下「火葬炉企業」という。）

火葬炉保守管理業務を除く火葬場施設等の維持管理を行う企業（以下「維持管理企業」という。）

上記のほか本事業を行うための出資のみを行う企業（以下「出資企業」という。）を構成員に含めることも可能とする。

また、 から のうち、「施工企業が設計企業を兼ねること」「施工企業が維持管理企業を兼ねること」は、いずれも可能とするほか、施工企業が設計企業を兼ねない場合は「設計企業が工事監理企業を兼ねること」を可能とする。

なお、施工企業には、本町内に本店を置く企業を1社以上含むものとする。

応募者は、構成員（出資企業を除く。）から代表となる企業（以下「代表企業」という。）を定めるとともに、当該代表企業が応募手続きを行うこととする。

#### イ 基本的な参加資格要件

応募者は、次の要件を満たすこと。

(ア) 設計企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(イ) 施工企業には、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく土木一式工事につき特定建設業許可を有する企業、建築一式工事につき特定建設業許可を有する企業が含まれること。（一の企業がこの二つの要件を満たす場合は、当該一の企業が含まれること。）

(ウ) 工事監理企業は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

(エ) 火葬炉企業は、平成9年度以降において、岩手県内の二以上の自治体への納入実績を有すること。

応募者の全ての構成員は、次の要件を満たすこと。

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当しない者であること。
- (イ) 本町の指名停止措置を受けていない者であること。
- (ウ) 次の各法律の各規定による各申立て等がなされていない者であること。
  - a 旧商法(明治32年法律第48条)第381条の規定による整理開始の申立て又は通告
  - b 破産法(平成16年法律第75号)第18条又は第19条の規定による破産の申立て
  - c 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て
  - d 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立て

#### ウ 納税状況

応募者の全ての構成員は、カに定める参加資格確認基準日までの過去2年間において、本店所在地において次に掲げる税について滞納をしていないこと。

国税 : 法人税、消費税

都道府県税 : 法人事業税

市町村税 : 法人市町村民税、固定資産税

#### エ 構成員の兼務等の禁止

一応募者の構成員が、他の応募者の構成員になることは認めない。

ただし、一応募者の構成員である火葬炉企業が、他の応募者の火葬炉企業となることは、この限りではない。この場合、当該企業は公正な競争を阻害することのないように、当該企業内部において適正な情報管理を行うこと。

#### オ その他の参加不適格者

応募者は、審査委員会の委員本人、委員が属する企業を構成企業に含めないこと。

#### カ 参加資格確認基準日

参加資格確認の基準日は、平成19年7月を予定している。

なお、詳細については募集要項等公表時に示す。

#### キ S P C の設立

選定事業者は、S P C を紫波町内に設立するものとする。この場合、選定事業者の全構成員による出資は必須要件ではなが、代表企業、施工企業及び火葬炉企業は必ず出資するものとする。

代表企業等は、次の条件を満たすことを必要とする。

代表企業は、優先交渉権者が選定された場合に契約交渉の内容に関する決定権を有しており、かつ、S P C への出資比率は出資者中最大となること。

全ての出資者は、事業契約が終了するまでS P C の株式を保有するものとし、町の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行わないこと。

### ( 4 ) 民間事業者の審査及び選定に関する事項

#### ア 審査及び選定に関する基本的考え方

町は、有識者等で構成する「紫波町火葬場P F I 事業者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置し、募集要項等に基づき応募者の提案を審査する。

なお、事業者選定基準の公表は募集要項等の公表と併せて行う予定である。

#### イ 事業者選定基準を定めるに当たっての指標

コスト面

火葬場施設等の整備に係る建設費、維持管理委託費

維持管理面

火葬場施設等の維持管理等

民間事業者の計画や事業に関する考え方等の実現可能性

土地利用、建築物のデザイン、植栽等修景施設の計画等

資金調達面、確実性及び安全性

民間事業者の財務状況、過去の実績等

#### ウ 審査及び選定手順に関する事項

審査は、参加資格審査と提案審査に分けて実施する予定であり、最終的な事業者の選定は、選定基準に基づき、コスト面からの定量的評価及び維持管理水準等からの定性的評価を行ったうえで、最も有利なものを選定する。

なお、各審査の視点は次のとおりである。

#### 参加資格審査

応募者の具備すべき参加資格要件の有無

#### 提案審査

(ア) 価格

(イ) その他提案内容（建設及び維持管理業務の提案内容等）

#### エ 審査、選定結果及び評価の公表方法

町は、審査委員会における審査及び選定の結果を取りまとめて、町のホームページ等により公表する。

### (5) 提出書類の取り扱い

#### ア 著作権

選定された提出書類の著作権は町に帰属されるが、選定されなかった提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属される。

町は、選定された提出書類の展示権を有する。

選定された提出書類の複製権は、町のみに帰属される。

#### イ 返却

選定されなかった提出書類については、それぞれの応募者に返却しないものとする。

### 3 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

#### (1) 想定される責任及びリスクの分類と官民間の分担

##### ア 責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、当該リスクを最も良く管理できる主体がリスクを適正に分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供ができることを基本的な考え方とする。

火葬場施設等の設計、施工及び維持管理の責任は、原則としてSPCが負うものとするが、町が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、町が責任を負うこととする。

##### イ 想定されるリスクと責任の分担

町とSPCのリスク分担は、原則として別添「想定されるリスク分担表」による。

なお、その分担の程度等の詳細については、事業契約書において規定する。

## (2) サービス対価の支払い

町は、火葬場施設等の設計、施工に要する費用及び火葬場施設等の維持管理に要する費用を、事業契約書に定める方法によりSPCに支払う。

なお、サービス対価の算定及び支払方法については、募集要項等の公表時に示す。

## (3) 町による事業の実施状況の監視

### ア モニタリング

#### 設計時

SPCは、設計内容について町から定期的に確認を受ける。設計完了時には町の承認を受けるものとする。

#### 工事施工時

SPCは、定期的に町から工事施工、工事監理の状況の確認を受ける。

また、町は必要に応じて、工事施工の事前説明及び事後報告、工事現場での施工状況の確認を行うことができる。

#### 工事完成時

SPCは、施工記録を用意して、現場で町の確認を受ける。

#### 施設供用開始後

町は、定期的に業務の実施状況を確認する。

### イ 排ガス等検査

SPCは、自らの責任及び費用により排ガス等検査を実施し、その結果を町に報告するものとする。

なお、排ガス等の検査方法については、募集要項等の公表時に示す。

### ウ サービス対価の減額等

SPCが実施する火葬場施設等の設計、施工及び維持管理について、事業契約で定めた要求水準が維持されていないことが判明した場合は、町は、サービス対価の減額を行うとともに、SPCに対して業務改善勧告を行い、業務改善計画の提出及び実施を求める。

### エ 事業期間終了後の措置

事業期間終了後の火葬場施設の維持管理委託を継続して実施するか否かは、火葬場施設の維持管理を開始してから、町とSPCとの協議により決定する。

#### 4 土地の使用に関する事項

S P Cは、施設整備のため建設予定地の必要な範囲を、整備期間中、無償で使用する  
ことができる。

#### 5 事業計画又は協定等の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する 事項

事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合、町とS P Cは誠意をもって協議  
するものとし、協議が整わない場合は、事業契約で定める具体的措置に従うものとする。

また、事業契約に関する紛争については、盛岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所  
とする。

#### 6 事業の継続が困難となった場合の措置に関する事項

事業契約書には、事業期間中に本事業の継続が困難となった場合（S P Cの経営の破  
綻、又はその懸念が生じた場合等）の対応方法を明文化することとし、その規定に従い  
当該事案に対応することとする。

特に、S P Cがその責めに帰すべき事由により債務不履行に陥った場合、S P Cが再  
び事業を継続することが事実上不可能と認められる場合を除き、町は、S P Cに一定の  
回復期間を与えて、S P Cの事業遂行能力の回復を待つこととする。

ただし、S P Cによるサービス提供に重大な遅滞等が懸念される場合、あるいはS P  
Cの事業遂行能力の回復が不可能であると判断される場合には、町は、事業契約を解除  
することを原則とする。

事業の継続が困難等となった場合には、次の措置をとることとする。

##### （1）S P Cに契約不履行の懸念が生じた場合

町は、事業契約に従いS P Cに業務改善勧告を行い、業務改善計画の提出及び実施  
を求めることができる。なお、その他の対応方法については、事業契約書に定める。

##### （2）その他の事由により事業の継続が困難となった場合

事業契約書に定める事由ごとに、責任の所在による修復等の対応方法に従う。

### (3) 融資機関又は融資団と町との協議

町は、本事業の安定的な継続を図るために、必要に応じて、本事業に関してSPCに資金を供給する金融機関等の融資機関又は融資団とあらかじめ一定の事項について協議を行い、当該金融機関又は融資団と直接協定を締結することがある。

## 7 財政上及び金融上の支援に関する事項

### (1) 財政上及び金融上の支援に関する事項

ア SPCは、財政上、金融上の支援が適用されるよう努力し、同支援が適用される場合には、SPCは事業安定性の向上、サービスレベルの向上等に活用すること。  
イ 町からの補助、出資及び債務保証等の財政支援は行わないものとする。

### (2) その他の支援に関する事項

町は、事業実施に必要な許認可等に関し、必要に応じて協力する。また、法改正等により、その他の支援策等が適用される可能性がある場合には、町及びSPCは協議を行い、対応策を検討する。

## 8 その他特定事業の実施に関し必要な事項

### (1) 議会の議決

町は、平成19年12月に、事業契約の締結に関する議案を町議会に提出する予定である。

### (2) 情報公開及び情報提供

町は、紫波町情報公開条例(平成11年紫波町条例第21号)に基づき、本事業に係る情報公開を行う。

本事業に係る必要な情報の提供は、町のホームページ等を通じて行う。

### (3) 応募に伴う費用負担

応募者に係る費用については、すべて応募者の負担とする。

### (4) 実施方針に係る質問、意見の受付

本実施方針に対する質問又は意見がある場合は、「実施方針に関する質問・意見書」(様式1)により質問書又は意見書を作成し、提出期間内に連絡先へ持参又は電子メール(添付ファイル)により提出するものとする。なお、電話での受付は行わない。

質問書及び意見書の作成に使用するソフトは、Microsoft Excel とする。質問書及び意見書を持参する場合は、内容を記録したフロッピーディスク又はCD-Rも提出すること。

提出期間は、実施方針の公表時点から平成19年3月28日(水)までとする。

連絡先は次の通りとする。

郵便番号 028-3390

岩手県紫波郡紫波町日詰字西裏23番地1

紫波町 生活部 町民課 生活環境室(担当:森川・熊谷)

電話番号 019-672-6893

電子メール skpfi@town.shiwa.iwate.jp

#### (5) 質問書、意見書に対する回答等

提出された質問書、意見書に対する回答書は、特定事業の選定結果の公表までにホームページで公開する。

なお、質問書、意見書を寄せられた方には、後日内容確認のため、必要に応じヒアリングを行うこともある。



## 別添資料：想定されるリスク分担表

### (1) 共通リスク

リスク項目	リスクの概要	町	民間	分担
資金調達	本事業に必要な資金を確保できないこと			
法制度	法制度の変更等に伴う再投資、サービスの停止等			
税制度	サービス対価の支払いに係る消費税の変更			
	その他関連税制度の変更			
要求水準等の変更	行政の政策の変更や性能要件の水準変更に伴う追加費用の発生、スケジュールの変更等			
	民間事業者の提案による仕様の変更			
金利	事業期間中の金利変動			
物価	建設期間中の物価変動			
	維持管理期間中の物価変動			
許認可	町の責めに帰すべき事由による本事業に必要な許認可の取得の遅延等			
	上記以外の事由による本事業に必要な許認可の取得の遅延等			
住民対応	火葬場の設置等に関する反対運動等による事業の中断、中止			
	上記以外のもの（調査・設計、建設）に関する反対運動等による事業の中断、中止			
第三者賠償	町の責めによるもの			
	民間事業者の責めによるもの			
労災	建設、維持管理における従業員の労働災害			
不可抗力	戦争、風水害、地震等、第三者の行為その他自然的又は人為的な現象のうち通常の見込可能な範囲を超えるもの			
事業の中止・延期等	町の指示、議会の不承認によるもの			
	事業者の事業放棄、破綻によるもの			

## (2) 設計リスク

リスク項目	リスクの概要	町	民間	分担
測量・調査	町が実施した測量・調査の不備			
	上記以外の測量・調査の不備			
設計変更	町の責めに帰すべき事由による設計変更			
	上記以外の事由による設計変更			

## (3) 建設リスク

リスク項目	リスクの概要	町	民間	分担
地盤沈下	建設工事の地盤沈下によるコストの増加			
地中障害物	建設工事中に発見された地中障害物の処理			
工事費増大	予想できなかった技術的問題や施工上の課題などにより、当初見積額以上の支出が発生			
工事遅延	町の要請により工事が遅延し、又は完工しない場合			
	上記以外のもの			
要求水準未達	要求水準未達や施工不良が発見された場合			
施設の損傷	引渡前の火葬場施設の損傷			

## (4) 維持管理リスク

リスク項目	リスクの概要	町	民間	分担
瑕疵	火葬場施設に瑕疵があった場合の修繕、損害賠償			
維持管理コスト	維持管理費が予想を上回った場合(物価変動によるものを除く。)			
施設改修等	要求水準未達等の事由により必要となった改修工事費等の負担			
要求水準未達	維持管理業務の内容が要求水準に達しない場合			
施設損傷	火葬場施設の劣化に対して適切な措置がとられなかったことに起因			
	町の責めに帰すべき事由による火葬場施設の損傷			
	上記以外の事由による火葬場施設の損傷			

様式 1

平成 年 月 日

### 実施方針に関する質問書・意見書

(仮称)紫波火葬場整備事業に関する実施方針について、次のとおり質問・意見を提出します。

提出者	会社名
	部署
	氏名
	所在地
	電話番号
	ファクシミリ番号
	電子メールアドレス
該当箇所	( 該当する実施方針等の頁数、項目等を明示してください。 )
質問・意見のタイトル	
内容	1 質問                      2 意見 ( いずれかを で囲んでください。 )

注 1 質問・意見は、簡潔かつ具体的に記入してください。

2 質問・意見は、この用紙 1 枚につき 1 件とします。